

木曽三川水源造成公社 公社有林造林事業 間伐材等販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人木曽三川水源造成公社（以下「公社」という。）の実施する利用間伐事業等に伴って作業路等の作業ポイントに集積した木材及び利用間伐事業と同時期に実施する作業路開設事業等で発生する支障木（以下「販売物件」という。）の販売に関し、必要な事項を定めるものとする。

(販売方法)

第2条 販売物件の販売方法は、山元土場販売又は委託販売とし、原則として当該分収契約地の利用間伐事業を施工した森林組合又は林業事業体（以下「森林組合等」という。）と次の契約を締結して行うものとする。

(1) 山元土場販売の場合・・・売買契約（第1号様式）

(2) 委託販売の場合・・・委託販売契約（第2号様式）

(販売方法の決定)

第3条 販売物件の販売方法の決定は、土地所有者の意見を聞いて理事長が行う。

(山元土場販売)

第4条 山元土場販売における販売物件の売買単価は、1立方メートル当たり又は、1本当たりの樹種別規格別単価とし、契約は、森林組合等から見積書（第3号様式）を徴収して行う。

2 山元土場販売は、森林組合等の利用間伐事業等における完成（販売）後の搬出明細書に基づき、公社が検収した材積により行う。

(委託販売)

第5条 委託販売する販売物件の販売先は、安全であり高価格で販売が期待できる市場又は製材工場等を選定し販売する。

2 販売物件の販売費用は、前項で定める販売先までの運搬等に要する経費及び市場手数料等とし、その内訳は次のとおりとする。

(1) 運搬等に要する経費

仕分料、積込料、運搬費、造材費、土場使用料、その他これに類するもの。

(2) 市場手数料等

手数料、桟積料、積込料、振込手数料、立替利息、その他これに類するもの。

3 委託販売契約は、前項で定める販売費用の1立方メートル当たり単価の見積書（第4号様式）を徴収して行うものとし、委託販売契約書に記載する委託料の額は、前項で定める販売費用単価を用いて精算した額とする。

4 利用間伐事業以外で発生する支障木等を利用間伐事業と同時期に販売する時は、利用間伐事業で集積した木材と区別して販売するものとする。

(販売収益の納入)

第6条 森林組合等は、山元土場販売にあつては搬出完了後に提出する売買物件受領書により、また、委託販売にあつては販売代金のうちから第5条第2項に規定する販売費用を差し引いた販売収益を委託販売精算書（第5号様式）により公社に報告し、公社からの請求書（山元土場販売のときは第6号様式、委託販売のときは第7号様式）により納入するものとする。なお、第5号様式については、内容が全て網羅されていれば用紙の規格や形式を変えても差し支えない。

2 支障木等の精算がある場合は、利用間伐と分けて請求し、納入についても同じとする。

附 則 この要領は、令和7年6月12日から施行する

(第 1 号様式)

賣 買 契 約 書

- | | | | | |
|---|-----------|--------------------------|-----|----|
| 1 | 契 約 番 号 | 第 | 売 販 | 号 |
| 2 | 売買物件の所在地 | | 市 | 町 |
| | | | 郡 | 村 |
| | | | | 地内 |
| 3 | 売 買 金 額 | 第2条第2項の売買単価を用いて精算した額とする。 | | |
| 4 | 契 約 保 証 金 | 免 | 除 | |

公益社団法人木曽三川水源造成公社（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間において、上記売買物件の所在地に集積した発注者の所有する利用間伐材等（以下「売買物件」という。）を受注者に販売するため、次の条項によって契約を締結する。

第1条 発注者は、頭書の場所に集積した売買物件を受注者に販売し、受注者は売買物件の搬出を完了するものとする。

第2条 受注者は、発注者から売買物件の引渡しを受けたときは遅滞なく第2項の売買単価により売買金額を 年 月 日までに精算し、売買物件受領書を発注者に提出しなければならない。

2. 1立方メートル当たりの売買単価は次のとおりとする。

(税込み)

樹 種	規 格		販売単価
	末口直径 cm	材 長 m	
			円
			円
			円
			円
			円

第3条 発注者は受注者から前項の売買物件受領書を受領したときは、売買数量の確認を行わなければならない。この場合、受注者は確認に立会うものとする。

第4条 発注者は、前条の規定により、売買数量を確認したときは、所定の手続きに従って売買金額を請求する。

2. 受注者は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に売買金額を発注者に納入しなければならない。

3. 受注者は、前項に規定する期限内に売買金額を発注者に納入しない場合は、期限満了の日の翌日から完納の日までの日数に応じ、売買金額に年〇〇%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

第5条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当したときは、契約を解除する。

(1) 納付期限までに売買金額及び第4条第3項の延滞金を納付しないとき。

(2) 前号のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2. 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者は損額を賠償する責を負わない。

- (1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 受注者の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 受注者の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- (5) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。
3. 契約を解除した場合において、発注者に損害があるときは受注者に対し、損害賠償の請求をすることができる。
- 第6条 この契約に関する一切の紛争については、発注者受注者協議して定めるものとする。
- 第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書1通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、発注者がこれを保有し、受注者はその写しを保有する。

年 月 日

発注者 公益社団法人木曽三川水源造成公社
理 事 長 ⑩

受注者 ⑩

売 買 物 件 受 領 書

年 月 日

住 所
氏 名

下記履行場所において引渡しを受けました販売物件について、次のとおり受領しました。
記

- 1 仕様書番号 第売販 号
2 履行場所 契第 号 市・郡 町・村 地内
3 販売物件

樹種	末口直径	材長	単木材積	本 数	材 積	売買単価	金 額
	cm	m	m ³	本	m ³		
計							

※支障木の販売がある場合は、間伐材と分けて計上する

公益社団法人 木曽三川水源造成公社
理事長 様

委託販売契約書

- | | | | | |
|---|---------|----------------------------|-----|----|
| 1 | 契 約 番 号 | 第 | 委 販 | 号 |
| 2 | 履 行 場 所 | | 市 | 町 |
| | | | 郡 | 村 |
| | | | | 地内 |
| 3 | 履 行 期 間 | 自 | 年 | 月 |
| | | 至 | 年 | 月 |
| | | | | 日 |
| 4 | 委 託 料 | 第5条第2項の販売費用単価を用いて精算した額とする。 | | |
| 5 | 契約保証金 | 免 除 | | |

公益社団法人木曽三川水源造成公社（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間において、上記履行期間内に上記履行場所に集積した発注者の所有する利用間伐材等（以下「販売物件」という。）の販売を受注者に委託するため、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、頭書の委託金をもって頭書の期間内に契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

第3条 受注者は、この契約の履行についてこの契約の全部又は大部分を一括して第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

第4条 受注者は、天災その他自己の責に帰することができない理由により履行期限までに完了することができないときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延期を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

第5条 この委託販売契約における販売物件の材積は、販売先で検収された材積とする。

2. 販売先と1立方メートル当たりの販売費用単価は次のとおりとする。

(税抜き)

販 売 先	樹 種	販売費用単価
		円
		円
		円
		円
		円

3. 第2項の販売費用単価の算出は、販売費用単価積算表（別表）のとおりとする。

第6条 受注者は契約の目的が完了したときは、販売先における販売代金の確定に伴い、販売代金のうちから運搬等に要する経費及び市場手数料等を差し引いた差引精算金を、委託販売精算書により発注者に報告するものとする。

2. 発注者は受注者から前項の委託販売精算書を受領したときは、販売数量の確認を行わなければならない。この場合、受注者は確認に立会うものとする。

第7条 発注者は、前条の規定により、販売数量を確認したときは、所定の手続きに従って差引精算金を請求する。

2. 受注者は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に差引精算金を納入しなければならない。

第8条 受注者が履行期限内に契約の全部又は一部を履行しないときは、発注者は受注者から違約金を徴収する。ただし、第4条の規定により発注者において履行期限の延長を承認したときは、この限りではない。

2. 前項の違約金は、履行期限の翌日から遅延日数1日につき、発注者受注者双方が確認した数量から差引精算金を算定し、その金額に1000分の2を乗じて得た額とする。

3. 受注者の責に帰すべき理由により、第7条第2項の規定に定める期間内に差引精算金が納入されないときは、発注者はその期限の翌日から年〇〇パーセントの割合で計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

第9条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当したときは、契約を解除する。

(1) 納付期限までに差引精算金及び第8条第2項、第8条第3項の延滞金を納付しないとき。

(2) 前号のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2. 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者は損額を賠償する責を負わない。

(1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 受注者の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。

(4) 受注者の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。

(5) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

(6) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(7) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

3. 契約を解除した場合において、発注者に損害があるときは受注者に対し、損害賠償の請求をすることができる。

第10条 この契約に関する一切の紛争については、発注者受注者協議して定めるものとする。

第11条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書1通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、発注者がこれを保有し、受注者はその写しを保有する。

年 月 日

発注者 公益社団法人 木曽三川水源造成公社
理事長 ⑩

受注者 ⑩

(別表)

販売費用単価積算表

(税抜き)

区 分	1 m ³ 当りの金額			備 考
	〇〇 (販売先、樹種)	〇〇 (販売先、樹種)	〇〇 (販売先、樹種)	
積込費	円	円	円	
運搬費	円	円	円	
計				

※委託販売単価算出（販売先まで）に要する必要経費。

(第3号様式)

見 積 書

樹 種	規 格			単 位 (本又はm ³)	単 価		備 考
	末口直径	材 長	材 積			内消費税	
	cm	m	m ³		円	円	
計							

仕様書番号 第 号
事 業 名 事業
履行場所 市郡 町村大字 字 地内
予定材積（又は予定本数） m³（本）

本書のとおり見積します。

年 月 日

住 所

氏 名



公益社団法人 木曽三川水源造成公社

理 事 長 様

(第4号様式)

見 積 書

内	積込料	1 m ³ 当たり 円	(内消費税) 円
	運搬料	1 m ³ 当たり 円	(内消費税) 円
訳			

※「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出した額とする。

※A材、B材、CD材等毎に作成し、複数個所を比較して作成することとする。

仕様書番号 第 号

事 業 名 事業

履 行 場 所 市郡 町村大字 字 地内

予 定 材 積 m³

本書のとおり見積します。

年 月 日

住 所

氏 名 印

公益社団法人 木曽三川水源造成公社

理 事 長 様

第5号様式（その1）

令和 年 月 日

公益社団法人木曾三川水源造成公社

理 事 長

様

住 所
氏 名

登録番号

委 託 販 売 精 算 書（利用間伐 ・ 支障木）

下記履行場所における間伐材等の販売について、次のとおり精算しましたので報告します。

記

1 仕様書番号 第 委販○ 号

2 履行場所 契第 号 地内

3 販 売 先

4 精算明細

（単位：円）

区 分	金 額	消費税（○%）	計	立替先 登録番号	備 考
①販売収入					別紙 販売明細書
②販売費用					別紙 販売費用明細書
③立替金					別紙 立替金明細書
精算額 (①-②-③)					

販売明細書

（単位：㎡・円）

販売日	材 積	単 価	金 額	販 売 先	備 考
小 計					
消費税（○%）					
合 計					
小 計					
消費税（○%）					
合 計					
小 計					
消費税（○%）					
合 計					
小 計					
消費税（○%）					
合 計					
小 計					
消費税（○%）					
合 計					
小 計					
消費税（○%）					
合 計					
小計累計					
消費税（○%）累計					
合計累計					

第5号様式（その3）

販売費用明細書

（単位：㎡・円）

区 分	材 積	単 価	金 額	備 考
小 計				
消費税（○%）				
合 計				

第5号様式（その4）

立替金明細書

（単位：㎡・円）

販売日	区 分	材 積	金 額	消費税 （○%）	合 計	立替先
合 計						

(第6号様式)

請 求 書

金 _____ 円也 (税込み)

(内訳) ○○%対象 _____ 円 消費税 _____ 円

但し、下記履行場所における利用間伐材・支障木の売買契約に伴う販売物件の売買代金額
※不要な文字は——で消すこと。

記

履行場所 契第 _____ 号 _____ 市郡 _____ 町村 _____ 地内

※本請求書を受理した日から30日以内に納入してください。

なお、振り込み手数料はご負担願います。

年 _____ 月 _____ 日

公益社団法人木曾三川水源造成公社

理事長

登録番号 T6200005000003

名 称

氏 名

様

(第7号様式)

請 求 書

金 円也 (税込み)

(内訳) ○○%対象 円 消費税 円

但し、下記履行場所における利用間伐材・支障木委託販売に伴う差引精算代金額

※不要な文字は——で消すこと。

記

履行場所 契第 号 市郡 町村 地内

※本請求書を受理した日から30日以内に納入してください。

なお、振り込み手数料はご負担願います。

年 月 日

公益社団法人木曾三川水源造成公社

理事長

登録番号 T6200005000003

名 称

氏 名

様